

令和 7 年 11 月 18 日大分市佐賀関の大規模火災による被災者向け

災害復旧多目的ローン

(2025 年 11 月 20 日現在)

1. 商品名	令和 7 年 11 月 18 日大分市佐賀関の大規模火災による被災者向け（無担保）災害復旧多目的ローン
2. ご利用いただける方	以下のすべての条件を満たす個人のお客さま ・ 令和 7 年 11 月 18 日大分市佐賀関の大規模火災により被災された方 <u>＊被災（罹災）証明書をご提出いただきます。被災（罹災）証明書の未発行・未取得の方は、「令和 7 年 11 月 18 日大分市佐賀関の大規模火災」に関する災害救助法の適用地域に居住していること、および被災された方であることを確認させていただくことで、取扱をいたします。別途お近くのみずほ銀行の店舗までご相談ください。</u> <u>＊現在、みずほ銀行の無担保保証貸ローンやカードローンをご利用中の方で、被災による影響で返済条件の見直しをご希望の方もご利用いただけます</u> ・ お借入時の年齢が満 18 歳以上満 66 歳未満で、最終ご返済時年齢が満 71 歳未満の方 ・ 勤続年数（自営の方は営業年数）2 年以上の方 ・ 前年度税込年収（個人事業主の方は申告所得）が 200 万円以上で安定かつ継続した収入の見込める方 ・ 保証会社の保証を受けられる方 ・ <u>申込受付期限の 2026 年 3 月 31 日（火）までにお申込の方（申込期限は延長する可能性がございます）</u>
3. 資金使途	災害復旧にかかわる資金全般 <u>ただし、事業性資金、有価証券投資資金は除きます。また、みずほ銀行が認める資金使途に限りします。</u>
4. お借入金額	10 万円以上 500 万円以内（1 万円単位） ただし、今回のお借入と他の無担保借入金残高（カードローン極度額を含みます）との合計が前年度税込年収の原則 50%以内であることが条件です。 <u>やむを得ない事情により、「ご本人さまのご年収を確認できる書類のコピー」・「資金使途を証明する書類」が取得困難な場合、借入上限金額を 50 万円とすることで取り扱いさせていただきます。</u>
5. お借入期間	6 ヶ月以上 10 年以内（1 ヶ月単位）
6. 元金返済据置期間	最長 3 年(1 ヶ月単位) <u>所定の利息は元金返済の据置期間においても毎月お支払いいただきます。</u>
7. 担保・保証人	不要（保証会社である㈱オリエントコーポレーションが審査のうえ保証します）
8. 返済方法	・ 毎月元利均等返済（お借入金額の 50%以内の元金について 6 ヶ月ごとのボーナス増額返済とすることも可能です） ・ 返済日はご都合に合わせて選択できます（ただし毎月一定の日になります）。
9. 金利	・ お借入金利は、お借り入れいただく日の「みずほ銀行多目的ローン」の基準金利から年率 2.000%の金利引き下げを行った水準といたします。 ・ <u>他の金利特典との併用はできません。</u> ・ 〈変動金利方式〉でのお借入となります。 ・ お借入期間中の金利変動について 〈変動金利方式〉毎年 4 月 1 日と 10 月 1 日のみずほ銀行所定の短期プライムレート連動長期貸出金利の最大引き下げ金利を基準として年 2 回見直しを行います。見直し後の新利率はそれぞれ翌々月の約定返済日の翌日から適用します。その場合、短期プライムレート連動長期貸出金利の変更幅と同じだけ引き上げ、または引き下げられます。 ・ 現在の金利については、店舗でお問い合わせください。

10. お申込時にご用意いただくもの	ご印鑑（普通預金お取引印） 本人確認書類（以下のいずれか1通） i) 運転免許証（変更事項がある方については両面とも）のコピー ii) 運転経歴証明書（変更事項がある方については両面とも）のコピー（*1） iii) パスポート（写真およびご住所のページ）のコピー iv) 各種資格確認書のコピー（*2） v) 印鑑証明書（*3） vi) 住民票（*3） vii) 在留カード（変更事項がある方については両面とも） viii) 特別永住者証明書（変更事項がある方については両面とも）（*4） ix) 個人番号カード （*1）2012年3月31日以前の発行分は本人確認書類としての取扱はできません。 （*2）各種健康保険証は2025年12月1日まで本人確認書類として取扱できます。 （*3）発行後3ヵ月以内のものをご用意ください。 （*4）外国人登録証明書は一定期間特別永住者証明書とみなされます。 【ご注意】 本人確認書類は氏名、住所、および生年月日が記載されているものに限りです。 ご本人さまの年収を確認できる書類のコピー（注）（以下のいずれか1通。ただし、お借入金額50万円以下をご希望の方は不要です。） i) 源泉徴収票 ii) 住民税決定通知書または課税証明書 iii) 納税証明書（その1・その2） * 個人事業主、会社経営者の方はii) またはiii) のいずれかに限ります。 資金使途を証明するもの（注） ・ 見積書・契約書など （注）やむを得ない事情により、上記③・④の書類が取得困難な場合、借入上限金額を50万円とすることで取扱をいたします。 被災（罹災）証明書 *被災（罹災）証明書の未発行・未取得の方は、「令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災」に関する災害救助法の適用地域に居住していること、および被災された方であることを確認させていただくことで、取扱をいたします。別途お近くのみずほ銀行までご相談ください。 * 被災（罹災）証明書の取得方法については、各市町村までお問い合わせください。
11. 手数料・保証料	印紙代等諸費用は、別途ご負担いただきます。保証料は不要です。
12. みずほ銀行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人 全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

◎審査の結果によっては、ローンご利用のご希望に沿いかねる場合がございますのでご了承ください。

◎お申込後にお借入条件や資金使途、お支払先などを変更される場合は、追加資料のご提出をお願いする場合や再審査をさせていただく場合がございます

◎店舗やウェブサイトで返済額のシミュレーションができます。

〈みずほ銀行ウェブサイト〉 <https://www.mizuhobank.co.jp/>